

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
2	<p>第1節 計画の目的と構成 第1から第4まで（略） 第5 基本方針 （略） 1（略） 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 （略） そのため，<u>避難勧告等</u> の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，過去の災害対応の教訓の共有を図るなど，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>3（略）</p>	<p>第1節 計画の目的と構成 第1から第4まで（略） 第5 基本方針 （略） 1（略） 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 （略） そのため，<u>高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保（以下「避難情報」という。）</u> の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，過去の災害対応の教訓の共有を図るなど，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>3（略）</p>	災対法の改正による
3	<p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模災害<u>発生</u>時においては，災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンドなどの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，多様な情報に関し，流言飛語等，曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより，社会的混乱が生じる問題がある。（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模災害<u> </u>時においては，災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンドなどの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，多様な情報に関し，流言飛語等，曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより，社会的混乱が生じる問題がある。（略）</p> <p>5（略）</p>	記述の適正化
3	<p>6 二次災害の防止 大規模災害の<u>発生</u>時においては，地震又は降雨等による水害・土砂災害，災害による建築物，構造物の倒壊等，地盤沈下による浸水等，二次災害発生の可能性が高まる。（略）</p>	<p>6 二次災害の防止 大規模災害<u> </u>時においては，地震又は降雨等による水害・土砂災害，災害による建築物，構造物の倒壊等，地盤沈下による浸水等，二次災害発生の可能性が高まる。（略）</p>	記述の適正化
3	<p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 大規模災害<u>発生</u>時においては，災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。（略）</p> <p>8（略）</p>	<p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 大規模災害<u> </u>時においては，災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。（略）</p> <p>8（略）</p>	記述の適正化
4	<p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化，補完的機能の充実</p>	<p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化，補完的機能の充実</p>	災対法の改正に

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で<u>避難勧告</u>を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、<u>情報通信技術の発達を踏まえ</u>、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNS <u>などICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p> <p>10 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で<u>避難情報</u>を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、<u>効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため</u>、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNS <u>の活用など災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>10 (略)</p>	<p>よる、 防災基本計画の修正による</p>
4	<p>11 多様な主体の参画による防災対策の確立</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>地方防災会議の委員への任命</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。(略)</p> <p>12 (略)</p>	<p>11 多様な主体の参画による防災対策の確立</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。(略)</p> <p>12 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
5	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生した<u>場合</u>、又は災害が発生するおそれがある場合 <u>は</u>、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生し <u>は</u>、又は災害が発生するおそれがある場合 <u>(以下「災害時」という。)</u> は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
5	<p>第3 各機関の役割</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に<u>かんがみ</u>、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。</p> <p>5から7まで (略)</p>	<p>第3 各機関の役割</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に<u>鑑み</u>、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。</p> <p>5から7まで (略)</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考												
9	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) から (5) まで (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) <u>避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令 <u>並びに</u>指定避難所等の開設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) から (14) まで (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	市町村	(1) から (5) まで (略)		(6) <u>避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令 <u>並びに</u> 指定避難所等の開設		(7) から (14) まで (略)	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) から (5) まで (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) <u>避難情報</u>の発令 <u>及び</u>指定避難所等の開設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) から (14) まで (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	市町村	(1) から (5) まで (略)		(6) <u>避難情報</u> の発令 <u>及び</u> 指定避難所等の開設		(7) から (14) まで (略)	<p>災対法の改正による、 記述の適正化</p>
市町村	(1) から (5) まで (略)														
	(6) <u>避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令 <u>並びに</u> 指定避難所等の開設														
	(7) から (14) まで (略)														
市町村	(1) から (5) まで (略)														
	(6) <u>避難情報</u> の発令 <u>及び</u> 指定避難所等の開設														
	(7) から (14) まで (略)														
12	<p>【指定公共機関】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>日本赤十字社宮城 県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) その他<u>災害救護</u>に必要な業務</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	日本赤十字社宮城 県支部	(略)		(5) その他 <u>災害救護</u> に必要な業務	<p>【指定公共機関】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>日本赤十字社宮城 県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) その他<u>応急対応</u>に必要な業務</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	日本赤十字社宮城 県支部	(略)		(5) その他 <u>応急対応</u> に必要な業務	<p>記述の適正化</p>				
日本赤十字社宮城 県支部	(略)														
	(5) その他 <u>災害救護</u> に必要な業務														
日本赤十字社宮城 県支部	(略)														
	(5) その他 <u>応急対応</u> に必要な業務														
15	<p>【指定地方公共機関】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>一般社団法人宮城 県歯科医師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宮城 県建設業協会</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	一般社団法人宮城 県歯科医師会	(略)	(新設)		一般社団法人宮城 県建設業協会	(略)	<p>【指定地方公共機関】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>一般社団法人宮城 県歯科医師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人宮城 県薬剤師会</u></td> <td><u>災害時における医薬品の管理と供給</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宮城 県建設業協会</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	一般社団法人宮城 県歯科医師会	(略)	<u>一般社団法人宮城 県薬剤師会</u>	<u>災害時における医薬品の管理と供給</u>	一般社団法人宮城 県建設業協会	(略)	<p>指定地方公共機関の追加</p>
一般社団法人宮城 県歯科医師会	(略)														
(新設)															
一般社団法人宮城 県建設業協会	(略)														
一般社団法人宮城 県歯科医師会	(略)														
<u>一般社団法人宮城 県薬剤師会</u>	<u>災害時における医薬品の管理と供給</u>														
一般社団法人宮城 県建設業協会	(略)														
18	<p>第3節 県の概況</p> <p>(略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>(略)</p> <p>4 気象</p> <p>(略)</p> <p>夏（6～8月）のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期（東北部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃）となり、梅雨前線の影響によ</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>(略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>(略)</p> <p>4 気象</p> <p>(略)</p> <p>夏（6～8月）のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期（東北部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃）となり、梅雨前線の影響によ</p>	<p>情報の更新、 記述の適正化</p>												

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>り大雨となることがある。 (略) なお、仙台（仙台管区気象台）における年平均気温（平年値：統計期間<u>1981～2010</u>年）は、<u>12.4℃</u>（東京<u>15.4℃</u>）、年降水量（平年値：統計期間<u>1981～2010</u>年）は<u>1,254.1</u>mm（東京<u>1,528.8</u>mm）となっている。 (略)</p>	<p>り大雨となることがある。 (略) なお、仙台（仙台管区気象台）における年平均気温（平年値：統計期間<u>1991～2020</u>年）は、<u>12.8℃</u>（東京<u>15.8℃</u>）、年降水量（平年値：統計期間<u>1991～2020</u>年）は<u>1,276.7</u>mm（東京<u>1,598.2</u>mm）となっている。 (略)</p>	
19	<p>7 交通 (1) 道路 本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道（<u>1,426.2</u>km）、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道（<u>1,197.1</u>km）、一般県道（<u>1,139.8</u>km）及び地域住民の日常生活に密着した市町村道（<u>2,175.0.8</u>km）で構成されており、総延長は<u>平成31年</u>3月末現在で<u>25,513.9</u>kmとなっている。</p>	<p>7 交通 (1) 道路 本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道（<u>1,430.5</u>km）、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道（<u>1,196.9</u>km）、一般県道（<u>1,144.4</u>km）及び地域住民の日常生活に密着した市町村道（<u>2,1732.8</u>km）で構成されており、総延長は<u>令和3年</u>3月末現在で<u>25,504.6</u>kmとなっている。</p>	情報の更新
20	<p>(3) 空港 (略) <u>令和2年</u>9月現在、国内定期便は、国内10都市（札幌、成田、<u>小松</u>、名古屋、大阪、神戸、出雲、<u> </u>広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外<u>5</u>都市（ソウル、<u> </u>北京、上海、台北、バンコク）への路線が開設されている。</p>	<p>(3) 空港 (略) <u>令和3年</u>9月現在、国内定期便は、国内10都市（札幌、成田、<u> </u>名古屋、大阪、神戸、出雲、<u>松山</u>、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外<u>6</u>都市（ソウル、<u>大連</u>、北京、上海、台北、バンコク）への路線が開設されている。</p>	情報の更新

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
23	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>），農政部，水産林政部，土木部，市町村，仙台管区気象台</p> </div>	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>），農政部，水産林政部，土木部，市町村，仙台管区気象台</p> </div>	組織改編による
27	<p>第1 水害予防対策 1及び2 （略） 3 県土保全事業施行 （1）から（3）まで （略） （4） 保安林<u>改良</u>事業 <u>国土保全及び水源確保</u>の目的から，<u>災害等により林況が著しく悪化し</u>，保安林機能が低下しているものについて，<u>改植，補植，本数調整伐と合わせ</u>，必要に応じて排水工等簡易施設を設置し，<u>森林を復旧する</u>。 （5） （略） 4から8まで （略）</p>	<p>第1 水害予防対策 1及び2 （略） 3 県土保全事業施行 （1）から（3）まで （略） （4） 保安林<u>整備</u>事業 <u>水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化</u>の目的から，<u>林床植生の消滅や表土の流出など</u>，保安林機能が低下しているものについて，<u>改植，本数調整伐等を行うほか</u>，必要に応じて排水工等簡易施設を設置する<u>など森林整備を行う</u>。 （5） （略） 4から8まで （略）</p>	記述の適正化
29	<p>9 洪水浸水想定区域の指定 （略） 東北地方整備局及び県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び，洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）について，想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに，関係市町村の長に通知する。また，県は，その他の河川についても，役場等の所在地に係る河川については，過去の浸水実績を活用する等，河川の状況に応じた簡易な方法も用いて，市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。 （略） 10から13まで （略）</p>	<p>9 洪水浸水想定区域の指定 （略） 東北地方整備局及び県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び，洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）について，想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに，関係市町村の長に通知する。また，県は，その他の河川についても，役場等の所在地に係る河川については，過去の浸水実績を活用する等，河川の状況に応じた簡易な方法も用いて，市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。 （略） 10から13まで （略）</p>	防災基本計画の修正による
30	(新設)	<p><u>14 利水ダム等の事前放流の取組</u> <u>河川管理者は，水害の激甚化，治水対策の緊要性，ダム整備の地理的な制約等を勘案し，緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため，「ダム洪</u></p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
		<p><u>水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p><u>15 流域水害対策計画の策定等</u> <u>特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><u>16 貯留機能保全区域</u> <u>都道府県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</u></p>	
31	<p>第2 高潮、波浪等災害予防対策 1及び2 (略) 3 国土保全事業の施行 (略) (1) (略) (2) 海岸防災林の造成 <u>飛砂・潮害等の被害を防止し、津波流速の減殺にも寄与するため</u> <u>、防潮護岸工等の治山施設及び海岸防災林の回復に向け</u> <u>た</u> 治山事業を施行する。 4及び5 (略)</p>	<p>第2 高潮、波浪等災害予防対策 1及び2 (略) 3 国土保全事業の施行 (略) (1) (略) (2) 海岸防災林の造成 <u>飛砂・潮害等の 防止や、津波流速の減殺など海岸防災林が持つ機能を</u> <u>十分に発揮するよう、防潮 工等の治山施設及び森林の造成や保育管理な</u> <u>どの治山事業を施行する。</u> 4及び5 (略)</p>	記述の適正化
32	<p>第3 土砂災害予防対策 1及び2 (略) 3 土砂災害防止対策の推進 (1) (略) (2) 土砂災害防止のための啓発活動 (略) さらに、<u>避難勧告等</u>の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の 避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 (略) イ及びロ (略)</p>	<p>第3 土砂災害予防対策 1及び2 (略) 3 土砂災害防止対策の推進 (1) (略) (2) 土砂災害防止のための啓発活動 (略) さらに、<u>避難情報</u>の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の 避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 (略) イ及びロ (略)</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>などの後には、随時連携し、現地調査を実施する。</p> <p>9 （略）</p>	<p>などの後には、随時連携し、現地調査を実施する。</p> <p>9 （略）</p>	
36	<p>(新設)</p>	<p><u>10 土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制</u> <u>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない3,000平方メートル以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。</u></p>	<p>新たに条例を制定したため</p>
38	<p>第5 風雪害予防対策 (略) 2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(統計期間1983年11月～1997年4月)であり、その値は252cm(1996年3月16日)である(2020年8月 現在)。 また、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、日最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日)、日最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数は54.2日(平年値:統計期間1981年～2010年)となっている(2020年8月 現在)。 (略) 3及び4 (略)</p>	<p>第5 風雪害予防対策 (略) 2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(統計期間1983年11月～1997年4月)であり、その値は252cm(1996年3月16日)である(2021年9月1日現在)。 また、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、日最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日)、日最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日(平年値:統計期間1991年～2020年)となっている(2021年9月1日現在)。 (略) 3及び4 (略)</p>	<p>情報の更新</p>
39	<p>5 除雪体制等の整備 (略) 市町村は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。 _____ _____ _____ _____ _____ (略)</p>	<p>5 除雪体制等の整備 (略) 市町村は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。<u>また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みややすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
39	<p>6 集中的な大雪時の対応</p> <p>道路管理者は、集中的な大雪時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするために、地域の实情に応じて待避所等の整備</u>を行うよう努める。</p> <p>また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、<u>通行止め時間の最小化を図ることを目的に、</u>関係機関と調整の上、<u>予防的な通行規制</u>を行い、集中的な除雪作業に努める。</p>	<p>6 集中的な大雪時の対応</p> <p>道路管理者は、集中的な大雪時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u>を行うよう努める。</p> <p>また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に</u>関係機関と調整の上、<u>計画的・予防的な通行規制</u>を行い、集中的な除雪作業に努める。</p>	防災基本計画の修正による
40	<p>第6 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島で日最大風速が15m/s以上の日数は、年間で<u>12.4</u>日（平年値：統計期間<u>1981年～2010年</u>）となっている。(略)</p>	<p>第6 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島で日最大風速が15m/s以上の日数は、年間で<u>10.9</u>日（平年値：統計期間<u>1991年～2020年</u>）となっている。(略)</p>	情報の更新
43	<p>第7 火山災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (1) 県内の活火山</p> <p>火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在<u>噴気活動が認められる</u>火山」を活火山と定義し直した。(略)</p>	<p>第7 火山災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (1) 県内の活火山</p> <p>火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在<u>活発な噴気活動のある</u>火山」を活火山と定義し直した。(略)</p>	記述の適正化
47	<p>4 防災事業等の推進 (1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備等 イ 火山防災協議会 (略)</p> <p>火山防災協議会は、関係する各県の知事や市町村長、<u>仙台管区</u>气象台、東北地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山の専門家、その他観光関係団体等の検討に必要な様々な者に加え、<u>平時</u>から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。(略)</p>	<p>4 防災事業等の推進 (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備等 イ 火山防災協議会 (略)</p> <p>火山防災協議会は、関係する各県の知事や市町村長、<u> </u>气象台、東北地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山の専門家、その他観光関係団体等の検討に必要な様々な者に加え、<u>平常時</u>から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。(略)</p>	記述の適正化
50	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ) 噴火警報</p> <p>仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山</p>	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ) 噴火警報</p> <p>仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考																												
	現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない 火山現象 ）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。（略）	現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない 現象 ）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。（略）																													
51	<p>(ハ) 噴火警戒レベル (略)</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では栗駒山、蔵王山で運用されている。また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表している。 (略)</p>	<p>(ハ) 噴火警戒レベル (略)</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では栗駒山、蔵王山で運用されている。また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、気象庁ホームページで公表している。 (略)</p>	記述の適正化																												
52	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>5 (略)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	(略)	(略)	5 (略)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態 と予想される	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する 可能性が高まっていると予想される	(略)	(略)	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>5 (略)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	(略)	(略)	5 (略)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態 にある	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する と予想される（可能性が高まっている）	(略)	(略)	炎対法の改正による				
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況																												
(略)	(略)	5 (略)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態 と予想される																												
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する 可能性が高まっていると予想される																												
		(略)	(略)																												
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況																												
(略)	(略)	5 (略)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態 にある																												
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する と予想される（可能性が高まっている）																												
		(略)	(略)																												
53	<p>栗駒山 噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等								<p>栗駒山 噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等								記述の適正化
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																									
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）						修正後						備考		
	(略)						(略)								
54	蔵王山 噴火警戒レベル						蔵王山 噴火警戒レベル						災対法の改正による、 記述の適正化		
	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動 の状況	住民等の 行動及び 登山者・ 入山者等 への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動 の状況		住民等の 行動及び 登山者・ 入山者等 への対応	想定される現象等
	(略)			略 5	(略)	(略)	(略) 1895～96年の噴火：噴石、 <u>火災</u> <u>サージ</u> 、御釜の湖水氾濫、洪水	(略)			略 5	(略)		(略)	(略) 1895～96年の噴火：噴石、 <u>火砕</u> <u>サージ</u> 、御釜の湖水氾濫、洪水
	(略)			略 4			(略)	(略)			略 4				(略)
	(略)			略 3			(略) 1923 年の活動：御釜の湖心から ガス噴出	(略)			略 3				(略) 1923 年の活動：御釜_____から ガス噴出
	(略)			略 2			(略) 2015年の活動：御釜周辺で火山性 地震の増加，火山性微動の発生， <u>傾斜変動</u>	(略)			略 2		(略) 2015年の活動：御釜周辺で火山性 地震の増加，火山性微動の発生， <u>地殻変動</u>		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）			修正後			備考
	(略)		(略)	(略)		(略)	
57	<p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等（噴火予報・噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む）</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(略)</p> <p>(b) 宮城県</p> <p>仙台管区気象台から噴火警報等の伝達を受けたとき _____, 予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。(略)</p>			<p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等（噴火予報・噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む）</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(略)</p> <p>(b) 宮城県</p> <p>仙台管区気象台から噴火警報等の伝達を受けたとき <u>又は自ら知ったときは</u>, 予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。(略)</p>		記述の適正化	
57	<p>(c) 市町村</p> <p>知事から噴火警報等の伝達を受けたとき _____ は、<u>伝達を受けた</u>事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者等、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。(略)</p>			<p>(c) 市町村</p> <p>知事から噴火警報等の伝達を受けたとき <u>又は自ら知ったときは</u>、<u>その</u>事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者等、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。(略)</p>		記述の適正化	
58	(図略)			(図略)			記述の適正化、組織改編による
59	<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や<u>避難勧告</u>等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>ハからトまで (略)</p> <p>(2) (略)</p>			<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や<u>避難指示</u>等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>ハからトまで (略)</p> <p>(2) (略)</p>		災対法の改正による	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
60	<p>8 火山災害発生時等の対策</p> <p>(1) 避難対策等の実施</p> <p>市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、<u>避難勧告</u>等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な避難対策をとる。</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な<u>避難勧告</u>等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示（<u>緊急</u>）等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。（略）</p> <p>(2) から (5) まで （略）</p>	<p>8 火山災害発生時等の対策</p> <p>(1) 避難対策等の実施</p> <p>市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、<u>避難指示</u>等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な避難対策をとる。</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な<u>避難指示</u>等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示 <u> </u> 等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。（略）</p> <p>(2) から (5) まで （略）</p>	<p>災対法の改正による</p>
62	<p>第2節 都市の防災対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>総務部</u> ），土木部，市町村</p>	<p>第2節 都市の防災対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>，土木部，市町村</p>	<p>組織改編による</p>
63	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>総務部</u> ），保健福祉部，土木部，教育庁，市町村</p>	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>，保健福祉部，土木部，教育庁，市町村</p>	<p>組織改編による</p>
64	<p>第1 （略）</p> <p>第2 防災事業の施行</p> <p>1から6まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 防災事業の施行</p> <p>1から6まで （略）</p> <p><u>7 落下物の防止対策</u></p> <p><u>国，県，市町村及び建築物の所有者等は，強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>① (略)</p> <p>② 避難行動に関する知識 (略)</p> <p>・<u>指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」</u> (略)</p> <hr/> <p>・各地域における<u>避難勧告等</u>の伝達方法 など</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害時にとるべき行動 (略)</p> <p>・警報等発表時や<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時に取るべき行動</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>⑤ その他 (略)</p> <p>・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」</p> <hr/> <p>など</p>	<p>① (略)</p> <p>② 避難行動に関する知識 (略)</p> <p>・<u>「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例</u></p> <hr/> <p>(略)</p> <p>・<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p>・各地域における<u>避難情報</u>の伝達方法 など</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害時にとるべき行動 (略)</p> <p>・警報等発表時や<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令時に取るべき行動</p> <p>・<u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。</u></p> <hr/> <p>(略)</p> <p>⑤ その他 (略)</p> <p>・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」</p> <p>・<u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>・<u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>・<u>集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること</u> など</p>	<p>修正による</p>
73	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女<u>のニーズの違い等男女双方の視点</u>に十分配慮する。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違い等<u>に十分配慮する。</u></p> <p>ロ (略)</p>	<p>性的マイノリティへの配慮を明記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	(6) 及び (7) (略)	(6) 及び (7) (略)	
74	(新設) 3 及び 4 (略)	<u>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u> 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	防災基本計画の修正による
75	5 ドライバーへの啓発 (1) (略) (2) 運転中における発災時の対応の周知 (略) 6 (略)	5 ドライバーへの啓発 (1) (略) (2) 運転中における災害時の対応の周知 (略) 6 (略)	防災基本計画の修正による
76	第3 学校等教育機関における防災教育 1 から 5 まで (略) 6 県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 7 (略)	第3 学校等教育機関における防災教育 1 から 5 まで (略) 6 県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 7 (略)	防災基本計画の修正による
76	8 市町村及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。	8 県及び市町村並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。	記述の適正化
76	第4 県民の取組 (略) また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。 1 から 5 まで (略) 第5 及び第6 (略)	第4 県民の取組 (略) また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。 1 から 5 まで (略) 第5 及び第6 (略)	防災基本計画の修正による
79	第6節 防災訓練の実施 <主な実施機関> 県(総務部)、教育庁、市町村、東北総合通信局、防災関係機関	第6節 防災訓練の実施 <主な実施機関> 県(復興・危機管理部)、教育庁、市町村、東北総合通信局、防災関係機関	組織改編による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
89	<p>第5 一般ボランティアのコーディネート体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域でのサポート体制の構築</p> <p>県は、大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第5 一般ボランティアのコーディネート体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域でのサポート体制の構築</p> <p>県は、大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。</p> <p>第6 (略)</p>	記述の適正化
91	<p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <div data-bbox="185 560 1059 655" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>総務部</u>、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）</p> </div>	<p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <div data-bbox="1081 560 1955 655" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）</p> </div>	組織改編による
91	<p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>(略)</p> <p>なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>(略)</p> <p>なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	防災基本計画の修正による
93	<p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難確保計画に対する助言及び指導</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難確保計画に対する助言及び指導</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要</u></p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考																								
105	<p>(4) (略)</p> <p>第11節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (1) (略) (2) 指揮命令系統 知事が<u>不在等により</u>災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、<u>総務部長</u>の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>第11節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (1) (略) (2) 指揮命令系統 知事が<u>復興・危機管理部長</u>災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、<u>復興・危機管理部長</u>の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。</p>	記述の適正化，組織改編による																								
106	<p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 (略) (公表先機関，及び担当課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>国 (消防庁)</th> <th>(略)</th> <th>市町村</th> <th>(略)</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課</td> <td><u>危機対策課</u></td> <td>(略)</td> <td><u>危機対策課</u></td> <td>(略)</td> <td><u>危機対策課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 及び (5) (略) 2 及び 3 (略)</p>	公表先	国 (消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関	担当課	<u>危機対策課</u>	(略)	<u>危機対策課</u>	(略)	<u>危機対策課</u>	<p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 (略) (公表先機関，及び担当課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>国 (消防庁)</th> <th>(略)</th> <th>市町村</th> <th>(略)</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課</td> <td><u>復興・危機管理総務課</u></td> <td>(略)</td> <td><u>復興・危機管理総務課</u></td> <td>(略)</td> <td><u>復興・危機管理総務課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 及び (5) (略) 2 及び 3 (略)</p>	公表先	国 (消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関	担当課	<u>復興・危機管理総務課</u>	(略)	<u>復興・危機管理総務課</u>	(略)	<u>復興・危機管理総務課</u>	組織改編による
公表先	国 (消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
担当課	<u>危機対策課</u>	(略)	<u>危機対策課</u>	(略)	<u>危機対策課</u>																						
公表先	国 (消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
担当課	<u>復興・危機管理総務課</u>	(略)	<u>復興・危機管理総務課</u>	(略)	<u>復興・危機管理総務課</u>																						
106	<p>(4) 本部の運営 (略) イからニまで (略) ホ <u>非常(緊急)災害現地対策本部</u>との連携 県災害対策本部は、国が<u>非常(緊急)災害現地対策本部</u>を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。 (5) (略)</p>	<p>(4) 本部の運営 (略) イからニまで (略) ホ <u>特定(非常又は緊急)災害現地対策本部</u>との連携 県災害対策本部は、国が<u>特定(非常又は緊急)災害現地対策本部</u>を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。 (5) (略)</p>	防災基本計画の修正による																								
107	<p>4 県職員の動員配備 (1) 及び (2) (略) (3) 伝達系統 (図略)</p> <p>(4) から (8) まで (略) 5 (略)</p>	<p>4 県職員の動員配備 (1) 及び (2) (略) (3) 伝達系統 (図略) ※図中、「<u>危機対策課</u>」を「<u>復興・危機管理総務課</u>」に修正 (4) から (8) まで (略) 5 (略)</p>	組織改編による																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>2及び3（略） 第3（略）</p>	<p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>その際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>2及び3（略） 第3（略）</p>	
116	<p>第4 県による市町村への応援</p> <p>1 市町村への応援体制の確立</p> <p>(1)（略） (2) 大規模災害発生時等の対応 (略)</p> <p>2及び3（略） 第5及び第6（略）</p>	<p>第4 県による市町村への応援</p> <p>1 市町村への応援体制の確立</p> <p>(1)（略） (2) 大規模災害時等の対応 (略)</p> <p>2及び3（略） 第5及び第6（略）</p>	記述の適正化
118	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システム 県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <p>4（略）</p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 総務省の応急対策職員派遣制度 県は、「応急対策職員派遣制度」に関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <p>4（略）</p>	防災基本計画の修正による
118	<p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(1)（略） (2) 受援体制の整備 (略)</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(1)（略） (2) 受援体制の整備 (略)</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p>	防災基本計画の修正による
118	<p>(3) 連携体制の構築 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p>	<p>(3) 連携体制の構築 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p>	記述の適正化
121	<p>第15 関係団体との連携強化</p>	<p>第15 関係団体との連携強化</p>	防災基本計画の

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考																																				
	<p>県及び市町村は、他市町村等関係機関等、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点到る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u> </u>等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	<p>県及び市町村は、他市町村等関係機関等、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点到る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害<u> </u>時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	修正による																																				
122	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)			災害医療コーディネーター	(略)		<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>			災害時小児周産期リエゾン	(略)		<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>県災害薬事コーディネーター</u></td> <td><u>災害医療本体内</u></td> <td><u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域災害薬事連絡調整員</u></td> <td><u>地域災害医療支部内</u></td> <td><u>管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理</u></td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)			災害医療コーディネーター	(略)		<u>県災害薬事コーディネーター</u>	<u>災害医療本体内</u>	<u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u>	<u>地域災害薬事連絡調整員</u>	<u>地域災害医療支部内</u>	<u>管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理</u>	災害時小児周産期リエゾン	(略)		災害時薬事関連業務マニュアル策定による
名称	設置・出務場所	業務内容																																					
(略)																																							
災害医療コーディネーター	(略)																																						
<u>(新設)</u>																																							
<u>(新設)</u>																																							
災害時小児周産期リエゾン	(略)																																						
名称	設置・出務場所	業務内容																																					
(略)																																							
災害医療コーディネーター	(略)																																						
<u>県災害薬事コーディネーター</u>	<u>災害医療本体内</u>	<u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u>																																					
<u>地域災害薬事連絡調整員</u>	<u>地域災害医療支部内</u>	<u>管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理</u>																																					
災害時小児周産期リエゾン	(略)																																						
123	(図略)	<p>(図略)</p> <p>※「宮城県災害医療救護体制図」中、「<u>保健福祉部次長</u>」を「<u>保健福祉部副部長</u>」に、「<u>疾病・感染症対策室長</u>」を「<u>疾病・感染症対策課長</u>」に各々修正</p>	組織改編による																																				
123	<p>(2) 災害医療本部</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 本部長は保健福祉部<u>次長</u>（技術担当）、副本部長は医療政策課長とする。本部員は健康推進課長、<u>疾病・感染症対策室長</u>、障害福祉課長及び業務課長とし、事務局は医療政策課及び関係各課室の職員とする。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(2) 災害医療本部</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 本部長は保健福祉部<u>副部長</u>（技術担当）、副本部長は医療政策課長とする。本部員は健康推進課長、<u>疾病・感染症対策課長</u>、障害福祉課長及び業務課長とし、事務局は医療政策課及び関係各課室の職員とする。</p> <p>ハ (略)</p>	組織改編による																																				

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
124	<p>ニ（略） （新設）</p> <p>ホ（略） （略）</p>	<p>ニ（略）</p> <p>ホ <u>災害医療本部に、県災害薬事コーディネーターを置き、災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による、条項ずれ</p>
124	<p>(3) 地域災害医療支部 （略）</p> <p>ホ（略） （新設）</p> <p>（略）</p>	<p>(3) 地域災害医療支部 （略）</p> <p>ホ（略）</p> <p>（略） <u>地域災害医療支部に、地域災害薬事連絡調整員を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による、条項ずれ</p>
131	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制 （略）</p> <div data-bbox="320 772 1070 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県救急医療情報システム （略）平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。 （略）</p> </div> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制 （略）</p> <div data-bbox="1216 794 1966 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県救急医療情報システム （略）平成19年度に災害モードを導入、大規模災害__時は災害モードに切り替わる。 （略）</p> </div> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>記述の適正化</p>
132	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 市町村は、__地域薬剤師会（仙台市は（一社）仙台市薬剤師会）と<u>防災時の</u>医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 市町村は、<u>地区</u>地域薬剤師会（仙台市は（一社）仙台市薬剤師会）と<u>災害時の</u>医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>記述の適正化、防災基本計画の修正による</p>
133	<p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での調剤、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導<u>等</u>を行う。</p>	<p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での調剤、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導<u>等</u>を行う。</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
136	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，<u>震災復興・企画部</u>，農政部，水産林政部，土木部），県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会</p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，<u>企画部</u>，農政部，水産林政部，土木部），県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会</p>	組織改編による
138	<p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。（略）</p> <p>2から6まで（略）</p>	<p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き <u>災害時</u>は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。（略）</p> <p>2から6まで（略）</p>	防災基本計画の修正による
139	<p>第7 港湾・漁港機能の確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて<u>発災時</u>における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。（略）</p>	<p>第7 港湾・漁港機能の確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて<u>災害時</u>における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。（略）</p>	防災基本計画の修正による
140	<p>第16節 避難対策</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，<u>震災復興・企画部</u>，保健福祉部，農政部，水産林政部，土木部，教育庁），県警察本部，市町村</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，<u>企画部</u>，保健福祉部，農政部，水産林政部，土木部，教育庁），県警察本部，市町村</p>	組織改編による
140	<p>第1 目的</p> <p>大規模災害<u>発生</u>時には、避難者が多数発生するおそれがある。（略）</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模災害<u>時</u>には、避難者が多数発生するおそれがある。（略）</p>	記述の適正化
140	<p>第2 避難誘導體制</p> <p>市町村は<u>避難勧告等</u>について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、あらかじめ、<u>避難勧告等</u>の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準策定の支援を行うなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行</p>	<p>第1（略）</p> <p>第2 避難誘導體制</p> <p>市町村は<u>避難情報</u>について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、あらかじめ、<u>避難情報</u>の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、<u>避難情報</u>の発令基準策定の支援を行うなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村は、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよ</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）			修正後			備考
		<p><u>て高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</u></p>					
	警戒レベル3	<p><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は危険な場所から立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></p>	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	<p><u>危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u></p>	高齢者等避難	
	警戒レベル2	<p><u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u></p>	(略)	警戒レベル2	<p><u>自らの避難行動を確認</u></p>	(略)	
	警戒レベル1	<p><u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u></p>	(略)	警戒レベル1	<p><u>災害への心構えを高める。</u></p>	(略)	
142	<p>2 <u>避難勧告等</u>の発令対象区域の設定 (1) 水害 市町村は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。また、<u>避難勧告等</u>の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を策定する。また、<u>避難勧告等</u>の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ地形や過</p>			<p>2 <u>避難情報</u>の発令対象区域の設定 (1) 水害 市町村は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を設定する。また、<u>避難情報</u>の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を策定する。また、<u>避難情報</u>の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ地形や過</p>			<p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。</p> <p>洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の<u>避難勧告等</u>の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</p> <p>また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて<u>避難勧告等</u>の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p>なお、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に</u>設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>国及び県は、市町村に対して、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>	<p>去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。</p> <p>洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の<u>避難情報</u>の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</p> <p>また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて<u>避難情報</u>の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p>なお、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難情報の発令対象区域を</u> <u>設定するとともに、必要に応じて見直す</u>よう努める。</p> <p>国及び県は、市町村に対して、これらの基準及び<u>対象地域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>	
142	<p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の<u>避難勧告等</u>の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を<u>避難勧告等</u>の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて<u>避難勧告等</u>を発令することを検討する。（略）</p>	<p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の<u>避難情報</u>の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を<u>避難情報</u>の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布<u>で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報</u>を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて<u>避難情報</u>を発令することを検討する。（略）</p>	<p>災対法の改正による</p>
143	<p>(3) 高潮災害</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u>の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</p> <p>高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるた</p>	<p>(3) 高潮災害</p> <p>市町村は、<u>避難情報</u>の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</p> <p>高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるた</p>	<p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>め、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに<u>避難勧告等</u>を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて<u>避難勧告等</u>の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。（略）</p>	<p>め、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに<u>避難情報</u>を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて<u>避難情報</u>の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。（略）</p>	
143	<p>第4 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底（略）</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等</u>を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。（略）</p> <p>(2) から (6) まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5及び第6 （略）</p>	<p>第4 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底（略）</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>立退き避難から行動を変容し緊急安全確保</u>を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。（略）</p> <p>(2) から (6) まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5及び第6 （略）</p>	防災基本計画の修正による
146	<p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 情報入手手段・装備の確保</p> <p>県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が<u>津波警報</u>等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p>	<p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 情報入手手段・装備の確保</p> <p>県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が<u>警報</u>等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
147	第8 避難行動要支援者の支援方策 1から3まで（略） 4 在宅者対応 (1)から(3)まで（略） (新設)	第8 避難行動要支援者の支援方策 1から3まで（略） 4 在宅者対応 (1)から(3)まで（略） <u>(4) 感染症の自宅療養者への対応</u> <u>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による
148	第9 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1)（略） (2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は市町村等が <u>避難の勧告若しくは指示</u> を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。 (3)（略） 2（略）	第9 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1)（略） (2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は市町村等が <u>避難情報の発令</u> を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。 (3)（略） 2（略）	災対法の改正による
148	第10 避難計画の作成 1 市町村の対応 (略) (1) <u>避難の勧告等を行う</u> 具体的な発令基準及び伝達方法 (2)から(4)まで（略）	第10 避難計画の作成 1 市町村の対応 (略) (1) <u>避難情報の</u> 具体的な発令基準及び伝達方法 (2)から(4)まで（略）	災対法の改正による
148	なお、 <u>避難勧告等を行う</u> 具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（平成31年3月）を参考とする。	なお、 <u>避難情報の</u> 具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「 <u>避難情報に関するガイドライン</u> 」（令和3年5月）を参考とする。	災対法の改正による
149	第11 避難に関する広報 (略) また、 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u> のほか、一般住民に対して避難準備及び自	第11 避難に関する広報 (略) また、 <u>避難指示</u> のほか、一般住民に対して避難準備及び自	災対法の改正による、 防災基本計画の

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達するよう努める</p> <p>_____。</p> <p>(略)</p>	<p>主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>高齢者等避難</u>を伝達するよう努めるとともに、<u>高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	修正による
150	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、_____, <u>震災復興・企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、土木部、教育庁）、県警察本部、市町村</p>	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>、<u>企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、土木部、教育庁）、県警察本部、市町村</p>	組織改編による
150	<p>第1 目的</p> <p>大規模災害<u>発生</u>時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模災害<u> </u>時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
150	<p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れの<u>指定避難所として</u>_____, <u>避難受入れ施設</u>_____をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法や<u>収容人数</u>を住民に周知する。</p> <p>_____。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、<u>避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所</u>をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法等_____を住民に周知する。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u>(略)</p>	防災基本計画の修正による
150	<p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</p> <p>市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</p> <p>市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>3及び4 (略)</p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
154	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>1 応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備</p> <p>県は、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備が可能な公用地等を把握し、（一社）<u>プレハブ建築協会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく<u>応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保のため、（一社）プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による</u>応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備確保を行う。</p>	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>1 応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備</p> <p>県は、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備が可能な公用地等を把握し、（一社）<u>プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき<u>建設能力の把握に努め、</u>応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備確保を行う。</p>	協定締結、記述の適正
154	<p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）用の用地を把握し、（一社）<u>プレハブ建築協会や地元企業</u>と連携を図って応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>	<p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）用の用地を把握し、（一社）<u>プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>	協定締結、記述の適正化
155	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 避難対策</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>発災時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>6から12まで（略）</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 避難対策</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>災害時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>6から12まで（略）</p>	防災基本計画の修正による
156	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 居住地以外の市町村への避難者への対応</p> <p>県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を<u>を</u>図る。（略）</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 居住地以外の市町村への避難者への対応</p> <p>県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を<u>を</u>図る。（略）</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	5及び6（略） 第8（略）	5及び6（略） 第8（略）	
158	第18節 食料，飲料水及び生活物資の確保 <主な実施機関> 県（ <u>総務部</u> ， <u>震災復興・企画部</u> ，環境生活部，保健福祉部，経済商工観光部，農政部，水産林政部，企業局），市町村，東北農政局，（公社）宮城県トラック協会	第18節 食料，飲料水及び生活物資の確保 <主な実施機関> 県（ <u>復興・危機管理部</u> ， <u>企画部</u> ，環境生活部，保健福祉部，経済商工観光部，農政部，水産林政部，企業局），市町村，東北農政局，（公社）宮城県トラック協会	組織改編による
162	第1から第5まで（略） 第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 1（略） 2 協力体制の構築 (1)（略） (2) 災害時物資拠点の確保 県は，災害時の物資拠点として， <u>発災時</u> には，施設の使用状況，被災状況等に左右されることを想定し，多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。 (3)（略） 3（略）	第1から第5まで（略） 第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 1（略） 2 協力体制の構築 (1)（略） (2) 災害時物資拠点の確保 県は，災害時の物資拠点として， <u>災害時</u> には，施設の使用状況，被災状況等に左右されることを想定し，多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。 (3)（略） 3（略）	防災基本計画の修正による
162	4 訓練の実施 県は，平常時より，倉庫協会・トラック協会や地方機関などと情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の <u>発災時</u> の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努める。 第7（略）	4 訓練の実施 県は，平常時より，倉庫協会・トラック協会や地方機関などと情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の <u>災害時</u> の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努める。 第7（略）	防災基本計画の修正による
165	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第1（略） 第2 高齢者，障害者等への支援対策（略） 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (1)及び(2)（略） (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 (略)また，入所者及び従事者が， <u>発災時</u> において適切な行動がとれるよ	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第1（略） 第2 高齢者，障害者等への支援対策（略） 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (1)及び(2)（略） (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 (略)また，入所者及び従事者が， <u>災害時</u> において適切な行動がとれるよ	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p><u>相談支援事業所等の協力を得ながら進める。</u></p> <hr/> <p><u>個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。</u></p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p>	<p><u>となるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。</p>	
167	(新設)	<p><u>ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供</u></p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p>	防災基本計画の修正による
167	(新設)	<p><u>ニ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
167	(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)	(4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	条項ずれ
170	4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (1) 福祉施設等受入先の確保に関する協定 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する	4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (1) 福祉施設等受入先の確保に関する協定 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>都道府県や近隣都道府県における同種の施設_____や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。</p>	<p>都道府県や近隣都道府県における同種の施設、<u>ホテル・旅館等</u>や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。</p>	
173	<p>第20節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え (略) 1及び2 (略) 3 避難・退避体制の整備 (1) (略) (2) 複合災害時には、<u>避難勧告等</u>や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。 (3) 及び (4) (略) 第3 (略)</p>	<p>第20節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え (略) 1及び2 (略) 3 避難・退避体制の整備 (1) (略) (2) 複合災害時には、<u>避難情報</u>や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。 (3) 及び (4) (略) 第3 (略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
177	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>震災復興・企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、仙台市交通局、仙台国際空港（株）、県毒劇物協会</p> </div>	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>、<u>企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、仙台市交通局、仙台国際空港（株）、県毒劇物協会</p> </div>	<p>組織改編による</p>
185	<p>第1及び第2 (略) 第3 危険物等災害予防対策 1 (略) 2 災害予防措置等 (1) から (3) まで (略) (4) <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> イ <u>県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有</u></p>	<p>第1及び第2 (略) 第3 危険物等災害予防対策 1 (略) 2 災害予防措置等 (1) から (3) まで (略) (4) <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> イ <u>毒物劇物業者等は、毒物及び劇物取締法に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来</u></p>	<p>記述の適正化、条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p><u>する施設を把握しておく。</u></p> <p>ロ 県は、<u>県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区（仙南、仙台、仙北）に分割し作成する。</u></p> <p>ハ 県は、<u>該当施設責任者に対し、各施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。</u></p> <p>ニ 県は、<u>該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため県毒劇物協会と連絡調整を図る。</u></p> <p>ホ 県は、<u>毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。</u></p> <p>ヘ 県毒劇物協会は、<u>災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（5）（略）</p>	<p><u>する災害の防止に努める。</u></p> <p>ロ 県は、<u>関係機関・団体と連携し、立入検査や研修会等を通じ毒物劇物業者等に指導助言を行う。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>ヘ 県毒劇物協会は、<u>災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立する。</u></p> <p>ニ 県は、<u>災害で散乱した毒物劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。</u></p> <p>（5）（略）</p>	
192	<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3から5まで （略）</p>	<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p><u>（6）車両避難等の措置</u></p> <p><u>新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づき、車両避難等の措置を講ずる。</u></p> <p>3から5まで （略）</p>	防災基本計画の修正による
192	<p>6 鉄軌道の交通環境の整備</p> <p>（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>6 鉄軌道の交通環境の整備</p> <p>（略）</p> <p><u>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）		修正後		備考
	洪水警報	必要とされる警戒レベル3に相当。 河川の上流域で <u>降雨や融雪などにより河川が増水し</u> ， 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。 <u>対象となる重大な災害として</u> ，河川が増水や氾濫， 堤防の損傷や決壊による重大な災害が_____あげられ る。 高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベ ル3に相当。	洪水警報	が必要とされる警戒レベル3に相当。 河川の上流域で <u>降雨や融雪等による</u> 河川 <u>の増水により</u> ， 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。_____河川が増水や氾濫， 堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられ る。 高齢者等は <u>危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベ ル3に相当。	
	(略)		(略)		
	暴風雪警報	(略) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視 程障害 <u>など</u> による重大な災害」のおそれについても警戒を呼 びかける_____。	暴風雪警報	(略) 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視 程障害 <u>等</u> による重大な災害」のおそれについても警戒が呼 びかけられる_____。	
	(略)		(略)		
	高潮警報	(略) _____避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 <u>予想最高潮位に応じて，想定される浸水区域に対して速やか に避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</u>	高潮警報	(略) <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 _____	
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。 _____避難に備え <u>ハ ザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> ，自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> ，避難に備え_____ _____，自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>などにより河川が増水し</u> ， 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。 _____避難に備え <u>ハ ザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> ，自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>等による</u> 河川 <u>の増水により</u> ， 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> ，避難に備え_____ _____，自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	(略)		(略)		
	風雪注意報	(略) 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害	風雪注意報	(略) 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）		修正後		備考
		等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	
	(略)		(略)		
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	(略)		(略)		
	雷注意報	(略) また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	(略) また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
	(略)		(略)		
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。	
	(略)		(略)		
	着雪（氷）注意報	(略) 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪（氷）注意報	(略) 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	霜注意報	(略) 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	霜注意報	(略) 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。	
	低温注意報	(略)	低温注意報	(略)	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）<u>　</u>発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難勧告</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける<u>　</u>情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>　</u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）で確認することができる。 <u>　</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>土砂災害警戒情報</p> <p><u>関する宮城県気象情報</u>が発表される。 大雨警報（土砂災害）<u>の</u>発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難情報</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる<u>　</u>情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布<u>　</u>）で確認することができる。 <u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	
	<p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける<u>　</u>情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている<u>時</u>に、<u>　</u>「宮城県東部」「宮城県西部」と<u>天気予報と同じ区域</u>で<u>　</u>発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所<u>については</u>、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>　</u>「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 （略）</p>	<p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、<u>　</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている<u>ときに</u>、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>「宮城県東部」「宮城県西部」<u>　</u>で<u>気象庁から</u>発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所<u>　</u>は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 （略）</p>	
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p><u>県内で大雨警報発表中に</u>、<u>　</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>短時間の大雨を</u><u>　</u>観測（地上の雨量計による観測）<u>または</u>、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>し</u>たときに、<u>府県気象情報の一種として</u>発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫<u>といった</u>災害発生につながるような猛烈</p>	<p>記録的短時間大雨情報</p> <p><u>　</u>大雨警報発表中の<u>二次細分区域において</u>、<u>キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し</u>、<u>かつ</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>　</u>雨（<u>1時間降水量</u>）が観測（地上の雨量計による観測）<u>又は</u><u>　</u>解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>された</u>ときに、<u>気象庁から</u><u>　</u>発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害<u>及び</u>低地の浸水<u>や</u>中小河川の増水・氾濫<u>による</u>災害発生につながるような猛烈</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を<u>キキクルで確認する必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	
200	<p>(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい<u>場合</u>には「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに<u>発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる</u> 場合がある。</p> <p>(略)</p>	<p>(注2) 大雨や強風等<u>の</u>気象現象により、災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい<u>とき</u>には「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに<u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により</u> 実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル</u>」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻確度発生ナウキャスト</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等<u>の</u>警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、<u>市町村等をまとめた地域の名称が用いられる</u> 場合がある。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
202	(表略)	<p>(表略)</p> <p>※「(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表」を最新の情報に更新</p>	情報の更新
204	(表略)	<p>(表略)</p> <p>※「(別表4) 洪水警報基準」を最新の情報に更新</p>	情報の更新
207	(表略)	<p>(表略)</p> <p>※「(別表6) 洪水注意報基準」を最新の情報に更新</p>	情報の更新
209	(表略)	<p>(表略)</p> <p>※「(別表7) 高潮警報・注意報基準」を最新の情報に更新</p>	情報の更新
210	(表略)	<p>(表略)</p> <p>※「(別表8) 水防活動用警報・注意報」中、「<u>大雨、長雨、融雪など</u>」を「<u>河川の上流域での降雨や融雪等</u>」に修正</p>	情報の更新
210	<p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p>	<p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p>	警戒レベルの改定、記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）			修正後			備考
	種類	標 題	概 要	種類	標 題	概 要	
	洪水警報	氾濫発生情報	(略) 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水警報	氾濫発生情報	(略) 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
		氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき に発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等 の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難 の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 (略) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 (略) ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
213	(図略)			(図略)			情報の更新,

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
		※「洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）」を最新の情報に更新 ※同図中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に、「 <u>エフエム仙台（株）</u> 」を「 <u>（株）エフエム仙台</u> 」に、「 <u>東北電力（株）</u> 」を「 <u>東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）</u> 」に各々修正	組織改編による、 記述の適正化
214	(図略)	(図略) ※「洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表）」を最新の情報に更新 ※同図中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に、「 <u>東北電力（株）</u> 」を「 <u>東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）</u> 」に各々修正	情報の更新、 組織改編による、 記述の適正化
217	(図略)	(図略) ※「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川）」中、「 <u>株式会社</u> 」を「 <u>（株）</u> 」に、「 <u>東北電力株式会社宮城支店</u> 」を「 <u>東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）</u> 」に、「 <u>一般財団法人</u> 」を「 <u>（一財）</u> 」に、「 <u>エフエム仙台</u> 」を「 <u>（株）エフエム仙台</u> 」に、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に、各々修正	記述の適正化、 組織改編による
218	(図略)	(図略) ※「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川）」中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に、「 <u>普通科連隊</u> 」を「 <u>即応機動連隊</u> 」に、「 <u>株式会社</u> 」を「 <u>（株）</u> 」に、「 <u>東北電力株式会社宮城支店企画管理部門総務広報</u> 」を「 <u>東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）</u> 」に各々修正	組織改編による、 記述の適正化
221	(図略)	(図略) ※「水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）」中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に修正	組織改編による
223	(図略)	(図略) ※「気象警報等の伝達系統図」を最新の情報に更新 ※同図中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に、「 <u>東北電力（株）</u> 」を「 <u>東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）</u> 」に各々修正	情報の更新、 組織改編による、 記述の適正化
224	第2節 情報の収集・伝達 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <主な実施機関> 県（総務部、<u> </u>）、県警察本部、市町村、防災関係機関 </div>	第2節 情報の収集・伝達 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>）、県警察本部、市町村、防災関係機関 </div>	組織改編による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
225	<p>第1 (略)</p> <p>第2 情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、<u>官邸</u> 及び<u>非常本部等</u>を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。</p> <p>(7) から (9) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、<u>首相官邸</u>及び<u>政府本部</u> を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。</p> <p>(7) から (9) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	記述の適正化、防災基本計画の修正による
226	<p>3 情報の伝達 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、<u>首相官邸</u>及び<u>非常（緊急）災害対策本部</u>に伝達する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 情報の伝達 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、<u>首相官邸</u>及び<u>政府本部</u> に伝達する。</p> <p>(4) (略)</p>	防災基本計画の修正による
229	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u> </u>，土木部），県警察本部，市町村，東北地方整備局，第二管区海上保安本部，東北総合通信局，仙台管区気象台，日本郵便（株）東北支社，東日本電信電話（株）宮城事業部，各放送事業者</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>，土木部），県警察本部，市町村，東北地方整備局，第二管区海上保安本部，東北総合通信局，仙台管区気象台，日本郵便（株）東北支社，東日本電信電話（株）宮城事業部，各放送事業者</p>	組織改編による
230	<p>第1から第5 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 通信連絡手段 (略)</p> <p>イからニまで (略)</p> <p><u>ホ PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。</u></p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>ト</u> (略)</p> <p><u>チ</u> (略)</p> <p><u>リ</u> (略)</p>	<p>第1から第5 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 通信連絡手段 (略)</p> <p>イからニまで (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>ホ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>ト</u> (略)</p> <p><u>チ</u> (略)</p>	PHSの公衆サービス終了のため、条項ずれ

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p> <u>ヌ</u>（略） <u>ル</u>（略） <u>ヲ</u>（略） <u>フ</u>（略） <u>カ</u>（略） <u>コ</u>（略） <u>タ</u>（略） </p>	<p> <u>リ</u>（略） <u>ヌ</u>（略） <u>ル</u>（略） <u>ヲ</u>（略） <u>フ</u>（略） <u>カ</u>（略） <u>コ</u>（略） </p>	
231	<p><u>レ</u> 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p>	<p><u>タ</u> 災害用伝言板…大規模災害時、携帯電話 事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p>	<p>条項ずれ、記述の適正化、PHSの公衆サービス終了のため</p>
234	<p>第4節 災害広報活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u> </u>）、市町村、県警察本部、防災関係機関</p>	<p>第4節 災害広報活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>）、市町村、県警察本部、防災関係機関</p>	<p>組織改編による</p>
235	<p>第1及び第2（略） 第3 県の広報 1（略） 2 広報実施方法（略） （1）から（6）まで（略） （7）宮城県ホームページ <u> </u>、危機管理ブログへの掲載による広報 （8）及び（9）（略）</p>	<p>第1及び第2（略） 第3 県の広報 1（略） 2 広報実施方法（略） （1）から（6）まで（略） （7）宮城県ホームページ、<u>防災情報ポータル</u>、危機管理ブログへの掲載による広報 （8）及び（9）（略）</p>	<p>記述の適正化</p>
235	<p>第4 市町村の広報 1 市町村の広報（略） （1）から（3）まで（略） （4）<u>避難（勧告・場所等）</u>に関する情報 （5）から（19）まで（略）</p>	<p>第4 市町村の広報 1 市町村の広報（略） （1）から（3）まで（略） （4）<u>避難情報、避難場所等</u>に関する情報 （5）から（19）まで（略）</p>	<p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考																																																
238	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備（1号） 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、その他特に<u>危機管理監</u>が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。</p> <p>(3) から (6) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備（1号） 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、その他特に<u>復興・危機管理部長</u>が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。</p> <p>(3) から (6) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	組織改編による																																																
239	<p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁 <u>5階</u>の<u>危機対策課</u>、<u>消防課</u> 執務室に設置する。 (略)</p>	<p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁 <u> </u>の<u>復興・危機管理部各課</u>執務室に設置する。 (略)</p>	組織改編による																																																
240	<p>配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th></th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>0号</td> <td>1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長<u>(総務部にあっては危機管理監)</u>が必要と認めるとき</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>1から4まで (略) 5 その他特に<u>危機管理監</u>が必要と認めるとき</td> <td>警戒本部 (本部長：<u>危機管理監</u>) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準		本部・地方支部等体制		(略)	0号	1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長 <u>(総務部にあっては危機管理監)</u> が必要と認めるとき	(略)	(略)	1号	1から4まで (略) 5 その他特に <u>危機管理監</u> が必要と認めるとき	警戒本部 (本部長： <u>危機管理監</u>) (略)	(略)	(略)					(略)					<p>配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th></th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>0号</td> <td>1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長<u> </u>が必要と認めるとき</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>1から4まで (略) 5 その他特に<u>復興・危機管理部長</u>が必要と認めるとき</td> <td>警戒本部 (本部長：<u>復興・危機管理部長</u>) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準		本部・地方支部等体制		(略)	0号	1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長 <u> </u> が必要と認めるとき	(略)	(略)	1号	1から4まで (略) 5 その他特に <u>復興・危機管理部長</u> が必要と認めるとき	警戒本部 (本部長： <u>復興・危機管理部長</u>) (略)	(略)	(略)					(略)					組織改編による
区分	配備基準		本部・地方支部等体制																																																
(略)	0号	1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長 <u>(総務部にあっては危機管理監)</u> が必要と認めるとき	(略)	(略)																																															
	1号	1から4まで (略) 5 その他特に <u>危機管理監</u> が必要と認めるとき	警戒本部 (本部長： <u>危機管理監</u>) (略)	(略)																																															
(略)																																																			
(略)																																																			
区分	配備基準		本部・地方支部等体制																																																
(略)	0号	1から4まで (略) 5 その他特に部(局)長 <u> </u> が必要と認めるとき	(略)	(略)																																															
	1号	1から4まで (略) 5 その他特に <u>復興・危機管理部長</u> が必要と認めるとき	警戒本部 (本部長： <u>復興・危機管理部長</u>) (略)	(略)																																															
(略)																																																			
(略)																																																			
241	<p>第4 市町村の活動</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制 (略) この際、市町村は、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき<u>避難勧告等</u>を発令・伝達することにも留</p>	<p>第4 市町村の活動</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制 (略) この際、市町村は、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき<u>避難情報</u>を発令・伝達することにも留</p>	災対法の改正による																																																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>意し、災害発生時、<u>避難勧告等</u>の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。（略）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>意し、災害発生時、<u>避難情報</u>の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。（略）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	
242	<p>2 市町村災害対策本部の所掌事務 (略)</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) <u>避難勧告等</u>の発令</p> <p>(8) から (12) まで (略)</p>	<p>2 市町村災害対策本部の所掌事務 (略)</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) <u>避難情報</u>の発令</p> <p>(8) から (12) まで (略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
246	<p>第6節 警戒活動 (略)</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、<u>避難勧告</u>等の必要な措置を講じる。</p>	<p>第6節 警戒活動 (略)</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、<u>避難情報の発令</u>等の必要な措置を講じる。</p>	<p>災対法の改正による、 記述の適正化</p>
246	<p>3 <u>避難勧告</u>の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに<u>避難勧告</u>を発令する事を基本とし、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>において、「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した</u>」メッシュが<u>予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所</u>等と重なった場合は、<u>当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告</u>を発令する。</p> <p>また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）において、「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した</u>」メッシュが<u>予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所</u>等と重なった場合は、<u>当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示（緊急）</u>を発令する。</p>	<p>3 <u>避難指示</u>の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに<u>避難指示</u>を発令する事を基本とし、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>において、「<u>極めて危険（濃い紫）又は「非常に危険（うす紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域</u>等と重なった場合は、<u>予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域</u>等<u>に避難指示</u>を発令する。</p>	<p>災対法の改正による、 「避難情報に関するガイドライン」の改定</p>
246	<p>4 市町村は、<u>土砂災害に係る避難勧告等については、それら</u>の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものと</p>	<p>4 市町村は、<u>発令した避難情報</u>の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものと</p>	<p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
247	<p>する。</p> <p>第7節 相互応援活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u> </u>）、市町村、県警察本部、東北管区警察局</p>	<p>する。</p> <p>第7節 相互応援活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>）、市町村、県警察本部、東北管区警察局</p>	組織改編による
247	<p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 県による応援・受援活動</p> <p>1 応援要請及び指示</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、被害の規模に応じて、他<u>の</u>都道府県等に対して応援を求める。（略）</p>	<p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 県による応援・受援活動</p> <p>1 応援要請及び指示</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、被害の規模に応じて、他<u> </u>都道府県等に対して応援を求める。（略）</p>	記述の適正化
248	<p>2 職員派遣の要請</p> <p>県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>等により必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。（略）</p> <p>3から6まで（略）</p>	<p>2 職員派遣の要請</p> <p>県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の<u>応急対策職員派遣制度</u>等により必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。（略）</p> <p>3から6まで（略）</p>	防災基本計画の修正による
250	<p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 総務省の<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>による応援要請</p> <p>(1) 応援職員のニーズ等の把握</p> <p>県は、「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に関する要綱」に基づき、被災市町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。</p> <p>(2) 及び(3)（略）</p>	<p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 総務省の<u>応急対策職員派遣制度</u>による応援要請</p> <p>(1) 応援職員のニーズ等の把握</p> <p>県は、「<u>応急対策職員派遣制度</u>に関する要綱」に基づき、被災市町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。</p> <p>(2) 及び(3)（略）</p>	防災基本計画の修正による
250	<p>4 国への応援調整要求</p> <p>県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他<u>の</u>都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。</p>	<p>4 国への応援調整要求</p> <p>県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他<u> </u>都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
252	<p>第10 他県等への応援体制 （略） また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。</p>	<p>第10 他県等への応援体制 （略） また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。</p> <p><u>なお、県及び市町村は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
253	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p><主な実施機関> 県（<u>保健福祉部</u>）、市町村</p>	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>）、市町村</p>	組織改編による
256	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>）、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所</p>	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>）、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所</p>	組織改編による
258	<p>第1及び第2 （略） 第3 県・市町村と自衛隊との連絡 1 （略） 2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応 （1）自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県<u>危機対策課</u>（火災及び林野火災については消防課）とする。 （2）及び（3）（略）</p>	<p>第1及び第2 （略） 第3 県・市町村と自衛隊との連絡 1 （略） 2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応 （1）自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県<u>復興・危機管理総務課</u>（火災及び林野火災については消防課）とする。 （2）及び（3）（略）</p>	組織改編による
262	<p>第10節 救急・救助活動</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>）、県警察本部、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社</p>	<p>第10節 救急・救助活動</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>）、県警察本部、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社</p>	組織改編による
263	<p>第1から第5まで （略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 （略）</p>	<p>第1から第5まで （略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 （略）</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>と連携を図りながら、災害医療コーディネーター_____と協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>2から7まで（略） 第4及び第5（略）</p>	<p>と連携を図りながら、災害医療コーディネーター<u>及び災害薬事コーディネーター</u>と協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>2から7まで（略） 第4及び第5（略）</p>	<p>策定による</p>
269	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 1及び2（略） 3 医薬品等の需要・供給体制 (1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町村災害対策本部<u>に</u>調達を要請する。</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 1及び2（略） 3 医薬品等の需要・供給体制 (1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者等は、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町村災害対策本部<u>等</u>に調達を要請する。</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
269	<p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設または救護所<u>から</u>医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<u>県災害対策本部</u>に要請する。</p>	<p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設または救護所<u>等</u>から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<u>地域災害医療支部</u>に要請する。</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
269	<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 地域災害医療支部は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、県災害医療本部に要請する。</u></p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
269	<p><u>(3) 県災害対策本部は、市町村災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給</u>し、不足する場合は<u>県内医薬品等卸業者に調達を要請</u>する。(略) <u>(4) (略)</u></p>	<p><u>(4) 県災害対策本部は、地域災害医療支部</u>から医薬品等の要請を受けた場合は、<u>県内医薬品等卸業者に調達を要請し</u>、不足する場合は<u>一次医薬品集積所の支援医薬品等を供給</u>する。(略) <u>(5) (略)</u></p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
269	<p><u>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)</u>による医薬品の提供等を行う。 <u>また、(一社)宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</u> <u>(6) (略)</u> 第7 (略)</p>	<p><u>(6) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び</u>モバイルファーマシー<u>(ライフライン喪失下でも、各種医薬品を供給できる車両)</u>による医薬品の供給等を行う。 <u>(7) (略)</u> 第7 (略)</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
271	<p>第12節 交通・輸送活動</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，<u>震災復興・企画部</u>，農政部，水産林政部，土木部），県警察本部，市町村，自衛隊，東北地方整備局，東北運輸局，東日本高速道路（株）東北支社，第二管区海上保安本部，（公社）宮城県バス協会，宮城交通（株），（公社）宮城県トラック協会，宮城県道路公社</p>	<p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，<u>企画部</u>，農政部，水産林政部，土木部），県警察本部，市町村，自衛隊，東北地方整備局，東北運輸局，東日本高速道路（株）東北支社，第二管区海上保安本部，（公社）宮城県バス協会，宮城交通（株），（公社）宮城県トラック協会，宮城県道路公社</p>	
277	<p>第5 陸上交通の確保 1 から 3 まで （略） 4 緊急通行車両の確認 （略） (1) 確認対象車両 イ 知事が行う確認事務処理 知事は，知事部局等県有公用車両について確認し，本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に係る確認事務については<u>総合交通対策課</u>で，また地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の確認事務については，所管の地方振興事務所・地域事務所それぞれ行う。 ロ （略）</p>	<p>第5 陸上交通の確保 1 から 3 まで （略） 4 緊急通行車両の確認 （略） (1) 確認対象車両 イ 知事が行う確認事務処理 知事は，知事部局等県有公用車両について確認し，本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に係る確認事務については<u>地域交通政策課</u>で，また地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の確認事務については，所管の地方振興事務所・地域事務所それぞれ行う。 ロ （略）</p>	組織改編による
277	<p>(2) 申し出事項 緊急通行車両の運転者は，次の事項を申し出て確認を受ける。 _____ _____ イからハまで （略）</p>	<p>(2) 申し出事項 緊急通行車両の運転者は，次の事項を申し出て確認を受ける。 <u>なお，事前届出を行っている車両は，緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。</u> イからハまで （略）</p>	記述の適正化
277	<p><u>ニ 輸送日時</u></p>	<p>(削除)</p>	記述の適正化
277	<p><u>ホ 輸送経路（出発地，経由地及び目的地名）</u></p>	<p><u>ニ _____ 出発地 _____</u></p>	条項ずれ， 記述の適正化
277	<p><u>ハ その他参考事項（事前届出を行っている場合は，緊急通行車両等事前届出済証を提出。）</u> (3) （略）</p>	<p><u>ホ その他参考事項 _____</u> (3) （略）</p>	条項ずれ， 記述の適正化
277	<p>(4) 交付状況の把握 (3)により標章等を交付した場合，<u>危機対策課</u>及び交通規制課に報告することとし，(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。<u>危機</u></p>	<p>(4) 交付状況の把握 (3)により標章等を交付した場合，<u>復興・危機管理総務課</u>及び交通規制課に報告することとし，(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。<u>復興・</u></p>	組織改編による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<u>対策課</u> 及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。	<u>危機管理総務課</u> 及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。	
281	第13節 ヘリコプターの活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <主な実施機関> 県（<u>総務部</u>），県警察本部，仙台市消防局，東北地方整備局，第二管区海上保安本部，東京航空局仙台空港事務所，自衛隊，仙台国際空港（株） </div>	第13節 ヘリコプターの活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>），県警察本部，仙台市消防局，東北地方整備局，第二管区海上保安本部，東京航空局仙台空港事務所，自衛隊，仙台国際空港（株） </div>	組織改編による
281	第1及び第2（略） 第3 活動内容（略） 1から7まで（略） 8 住民に対する <u>避難勧告等</u> の広報活動 9（略）	第1及び第2（略） 第3 活動内容（略） 1から7まで（略） 8 住民に対する <u>避難情報</u> の広報活動 9（略）	災対法の改正による
283	第14節 避難活 第1 目的 災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において，地区住民等を速やかに避難誘導させるため，市町村及び防災関係機関は，適切に <u>勧告又は</u> 指示等を行うとともに，速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し，地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間，管理運営に当たる。 1（略）	第14節 避難活動 第1 目的 災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において，地区住民等を速やかに避難誘導させるため，市町村及び防災関係機関は，適切に <u>避難の</u> 指示等を行うとともに，速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し，地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間，管理運営に当たる。 1（略）	災対法の改正による
283	2 <u>避難勧告等の対象とする避難行動</u> <u>避難勧告等の対象とする避難行動については，これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく，次の全ての行動を避難行動とする。</u> (1) <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	2 <u>住民がとるべき</u> 避難行動（ <u>洪水・土砂災害・高潮等</u> ） _____ (1) <u>リードタイムを確保できる場合にとる避難行動</u> <u>高齢者等避難，避難指示の発令時等，避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には，立退き避難を基本とし，次のいずれかの避難行動をとる。</u> <u>イ 立退き避難</u> <u>災害リスクのある区域等の住民等が，指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅，ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。</u> <u>ロ 屋内安全確保</u>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
		<p>災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。</p>	
283	<p>(2) 「<u>近隣の安全な場所</u>」（<u>近隣のより安全な場所・建物等</u>）への立退き避難</p>	<p>(2) <u>緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）</u> <u>緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点である場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。</u> <u>※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
283	<p>(3) 「<u>屋内安全確保</u>」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）</p>	<p>(削除)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
283	<p>第2 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 1 市町村は、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>のほか、<u>一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める</u><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する必要がある。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令すべきである。</p>	<p>第2 <u>高齢者等避難</u> 1 市町村は、<u>避難指示</u>のほか、<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難</u>を伝達する必要がある。 <u>高齢者等避難</u>については、それを発令したからといって必ずしも避難<u>指示</u>を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には<u>高齢者等避難</u>のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに<u>高齢者等避難</u>を発令すべきである。</p>	<p>災対法の改正による</p>
283	<p>2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を積極的に活用することとし、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。</p>	<p>2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、<u>高齢者等避難</u>を積極的に活用することとし、<u>高齢者等避難</u>が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。</p>	<p>災対法の改正による</p>
283	<p>3 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、<u>避難勧告</u>を</p>	<p>3 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、<u>避難指示等</u>を</p>	<p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	(2) (略)	(2) (略)	
285	<p>2 市町村長，知事の役割</p> <p>市町村長は，大規模な災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは，危険区域の住民等に対し，速やかに避難の<u>勧告又は指示</u>を行う。また，避難の<u>勧告又は指示</u>を行う際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。</p> <p>なお，市町村長は，大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し，台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には，空振りを恐れず早期に<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については，突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため，市町村長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令することとし，住民はそのような場合があり得ることに留意する。</p> <hr/> <p>知事は，災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，市町村長に代わって避難の<u>勧告又は指示</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。また，市町村から求めがあった場合には，<u>避難勧告等</u>の対象区域，判断時期等について助言する。</p>	<p>2 市町村長，知事の役割</p> <p>市町村長は，大規模な災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは，危険区域の住民等に対し，速やかに避難の<u>指示等</u>を行う。また，避難の<u>指示等</u>を行う際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。</p> <p>なお，市町村長は，大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し，台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には，空振りを恐れず早期に<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については，突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため，市町村長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく<u>避難指示</u>を発令することとし，住民はそのような場合があり得ることに留意する。</p> <p><u>前線や，台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等を発令する可能性がある場合には，夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。</u></p> <p>知事は，災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，市町村長に代わって避難の<u>指示等</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。また，市町村から求めがあった場合には，<u>避難情報</u>の対象区域，判断時期等について助言する。</p>	記述の適正化， 災対法の改正による
285	<p>4 警察の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察署長は，市町村長が行う避難の<u>勧告又は指示等</u>について，関係機関と協議し，必要な助言と協力を行う。</p>	<p>4 警察の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察署長は，市町村長が行う避難の<u>指示等</u>について，関係機関と協議し，必要な助言と協力を行う。</p>	災対法の改正による
285	<p>(3) 警察は，指定された避難場所及び避難路を掌握し，避難の<u>勧告</u>，指示がなされた場合には，速やかに住民に伝達するとともに，住民を安全に避難させる。</p>	<p>(3) 警察は，指定された避難場所及び避難路を掌握し，避難の<u>指示</u>がなされた場合には，速やかに住民に伝達するとともに，住民を安全に避難させる。</p>	災対法の改正による
286	<p>第4 避難の<u>勧告又は指示</u>の内容及び周知</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村長等が避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合は，次の各号に掲げる事項を明らかにする。また，危険の切迫性に応じて<u>勧告等</u>の伝達文の内容を工夫するなど，住民の</p>	<p>第4 避難の<u>指示等</u>の内容及び周知</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村長等が避難の<u>指示</u>を行う場合は，次の各号に掲げる事項を明らかにする。また，危険の切迫性に応じて<u>指示等</u>の伝達文の内容を工夫するなど，住民の</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	積極的な避難行動の注意喚起に努める。 （1）から（3）まで（略）	積極的な避難行動の注意喚起に努める。 （1）から（3）まで（略）	
286	（4） 避難の <u>勧告又は</u> 指示の理由 （5）（略）	（4） 避難の <u> </u> 指示等の理由 （5）（略）	災対法の改正による
286	3 避難の措置と周知 避難の <u>勧告又は</u> 指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、 <u>勧告等</u> を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。	3 避難の措置と周知 避難の <u> </u> 指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、 <u>避難の指示等</u> を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。	災対法の改正による
286	（1） 住民等への周知 （略） なお、 <u>避難勧告等</u> の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。 （2）（略）	（1） 住民等への周知 （略） なお、 <u>避難情報</u> の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。 （2）（略）	災対法の改正による
286	（3） 周知内容 <u>避難勧告等</u> の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。	（3） 周知内容 <u>避難情報発令</u> の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。	災対法の改正による
286	（4） 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長が行う避難の <u>勧告又は</u> 指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。	（4） 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長が行う避難の <u> </u> 指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。	災対法の改正による
286	ロ 警察は、避難の <u>勧告又は</u> 指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。	ロ 警察は、避難の <u> </u> 指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。	災対法の改正による
286	第5 避難誘導 1 （略）誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩 <u> </u> 危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断	第5 避難誘導 1 （略）誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩 <u>災害の</u> 危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断	防災基本計画の修正による、記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」の措置を講ずべきことにも留意する。（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>する場合は、<u>立退き避難から行動を変容し緊急安全確保</u>の措置を講ずべきことにも留意する。（略）</p> <p>2 （略）</p>	
287	<p>3 県は、<u>被災者</u>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<u>被災者</u>の運送を要請する。</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<u>被災者</u>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>	<p>3 県は、<u>避難者</u>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<u>避難者</u>の運送を要請する。</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<u>避難者</u>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>	記述の適正化
287	<p>第6 指定緊急避難場所の開放及び周知</p> <p>市町村は、<u>発災時又は災害発生のおそれがある場合</u>には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第6 指定緊急避難場所の開放及び周知</p> <p>市町村は、<u>災害時</u>には、必要に応じ、<u>避難情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	災対法の改正による
287	<p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p>	<p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p> <p><u>市町村は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
287	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p>	防災基本計画の修正による
287	<p>(2) <u>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p>	<p>(3) <u>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
287	<p>(3) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>	条項ずれ
288	<p>(4) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>	条項ずれ

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
288	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イからニまで (略)</p> <p>ホ 自治的な組織運営への移行</p> <p>市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>へ (略)</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イからニまで (略)</p> <p>ホ 自治的な組織運営への移行</p> <p>市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>へ (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
288	<p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ 良好な生活環境の維持</p> <p>(略)</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ 良好な生活環境の維持</p> <p>(略)</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
289	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、_____簡易ベッド_____等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>、簡易ベッド、<u>パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
289	<p>ニ 感染症対策</p> <p>_____市町村は、被災地において_____感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>ニ 感染症対策</p> <p><u>県及び市町村</u>は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
289	<p>(3) 男女共同参画</p>	<p>(3) 男女共同参画</p>	<p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>イ（略）</p> <p>ロ 男女_____のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女_____のニーズの違い等<u>男女双方の視点等</u>に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別_____トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、_____巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>イ（略）</p> <p>ロ 男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違い等_____に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別<u>及び多目的</u>トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>修正による、性的マイノリティへの配慮を明記</p>
289	<p>(新設)</p>	<p><u>ハ 女性・子供等への配慮</u> 市町村は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、<u>トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
289	<p><u>△</u> 運営参加者への配慮 (略)</p>	<p><u>二</u> 運営参加者への配慮 (略)</p>	<p>条項ずれ</p>
290	<p>(新設)</p>	<p><u>第8 避難情報の発令等による広域避難</u> <u>1 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</u> <u>2 県は、市町村から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行うものとする。</u> <u>3 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
290	<p>第<u>8</u> 避難長期化への対処</p>	<p>第<u>9</u> 避難長期化への対処</p>	<p>条項ずれ、</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	1 及び 2 （略） 3 市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他 <u>の</u> 都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。	1 及び 2 （略） 3 市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他 <u> 都道府県</u> の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。	記述の適正化
290	4 県は、市町村から協議要求があった場合、他 <u>の</u> 都道府県と協議を行う。(略) 5 （略）	4 県は、市町村から協議要求があった場合、他 <u> 都道府県</u> と協議を行う。(略) 5 （略）	記述の適正化
291	第 <u>9</u> 帰宅困難者対策 (略)	第 <u>10</u> 帰宅困難者対策 (略)	条項ずれ
291	第 <u>10</u> 孤立集落の安否確認対策 (略)	第 <u>11</u> 孤立集落の安否確認対策 (略)	条項ずれ
292	第 <u>11</u> 広域避難者への支援 1 及び 2 （略） 3 他都道府県との協議 県は、被災市町村からの要請に応じ、他 <u>の</u> 都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。 4 から 6 まで （略）	第 <u>12</u> 広域避難者への支援 1 及び 2 （略） 3 他都道府県との協議 県は、被災市町村からの要請に応じ、他 <u> 都道府県</u> に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。 4 から 6 まで （略）	条項ずれ、 記述の適正化
292	第 <u>12</u> 在宅避難者への支援 (略)	第 <u>13</u> 在宅避難者への支援 (略)	条項ずれ
294	第15節 応急仮設住宅等の確保 <主な実施機関> 県 (<u>保健福祉部</u> 、土木部)、市町村	第15節 応急仮設住宅等の確保 <主な実施機関> 県 (<u>復興・危機管理部</u> 、土木部)、市町村	組織改編による
294	第15節 応急仮設住宅等の確保 第2 応急仮設住宅 (<u>プレハブ仮設住宅</u>) の整備と維持管理 1 応急仮設住宅 (<u>プレハブ仮設住宅</u>) の整備 (1) 県の対応 イ 応急仮設住宅 (<u>プレハブ仮設住宅</u>) の整備 県は、災害救助法を適用した場合において、住宅が滅失した被災者のうち	第15節 応急仮設住宅等の確保 第2 応急仮設住宅 (<u>建設型応急住宅</u>) の整備と維持管理 1 応急仮設住宅 (<u>建設型応急住宅</u>) の整備 (1) 県の対応 イ 応急仮設住宅 (<u>建設型応急住宅</u>) の整備 県は、災害救助法を適用した場合において、住宅が滅失した被災者のうち	協定締結、 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備を必要と認めるときは、協定に基づき（一社）プレハブ建築協会<u>の協力を得ることや、災害の規模に応じて地元企業などの活用により速やかに整備する。</u></p>	<p>自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備を必要と認めるときは、協定に基づき（一社）プレハブ建築協会<u>及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得て速やかに整備する。</u></p>	
294	<p>ロ 応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の資機材の確保 県は、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>非常本部等</u>を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省）に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>ロ 応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の資機材の確保 県は、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>政府本部</u>を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省）に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	協定締結， 記述の適正化
295	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等 災害救助法に基づく応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</u></p>	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等 災害救助法に基づく応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p>	協定締結， 防災基本計画の修正による
296	<p><u>3 配慮すべき事項</u> <u>民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。</u></p>	(削除)	記述の適正化
300	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第1 (略) 第2 高齢者，障害者等への支援活動 (略) 市町村は，<u>発災時</u>には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿<u>を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</u></p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第1 (略) 第2 高齢者，障害者等への支援活動 (略) 市町村は，<u>災害時</u>には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
304	<p>第18節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部，市町村，<u> </u>，（公社） 宮城県獣医師会</p>	<p>第18節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部，市町村，<u>東北地方環境事務所</u>，（公社） 宮城県獣医師会</p>	<p>主な実施機関の追加</p>
304	<p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 避難所における動物の適正な飼育（略）</p> <p>1から3まで（略） （新設）</p> <p>第4（略）</p>	<p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 避難所における動物の適正な飼育（略）</p> <p>1から3まで（略）</p> <p><u>4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請</u></p> <p>第4（略）</p>	<p>東北地方環境事務所の役割の追加</p>
305	<p>第19節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u> ），環境生活部，保健福祉部，経済商工観光部，農政部，水産林政部，企業局），市町村，東北農政局，自衛隊，日本赤十字社宮城県支部，（公社）宮城県トラック協会，日本郵便（株）東北支社</p>	<p>第19節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，環境生活部，保健福祉部，経済商工観光部，農政部，水産林政部，企業局），市町村，東北農政局，自衛隊，日本赤十字社宮城県支部，（公社）宮城県トラック協会，日本郵便（株）東北支社</p>	<p>組織改編による</p>
305	<p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は，大規模災害時における県民の基本的な生活を確保するため，物資調達・輸送調整等支援システム<u> </u>を活用し備蓄状況の確認を行うとともに，被災者の食料，飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し，関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>なお，被災状況の程度や，避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ，時宜を得た物資の調達に配慮するとともに，<u>夏季・冬季の季節など</u> _____被災地 の実情を考慮して調達・確保を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は，大規模災害時における県民の基本的な生活を確保するため，物資調達・輸送調整等支援システム<u>等</u>を活用し備蓄状況の確認を行うとともに，被災者の食料，飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し，関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>なお，被災状況の程度や，避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ，時宜を得た物資の調達に配慮するとともに，<u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止に必要な物資をはじめ，暑さ・寒さ対策としての空調など</u>，被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
308	<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 食料</p> <p>1から7まで（略）</p> <p>8 緊急炊き出しの実施</p>	<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 食料</p> <p>1から7まで（略）</p> <p>8 緊急炊き出しの実施</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、市町村からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。</p> <p>第5から第9まで（略）</p>	<p>県は、大規模災害時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、市町村からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。</p> <p>第5から第9まで（略）</p>	
317	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の搜索（略）</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、_____死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。（略）</p>	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の搜索（略）</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、<u>身元確認（歯牙の調査）</u>、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。（略）</p>	歯科医師が行う身元確認を追記
320	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 処理体制</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5（略）また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、<u>他</u>都道府県等に対して応援を求めるほか、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>6及び7（略）</p> <p>第4（略）</p>	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 処理体制</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5（略）また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、<u>他</u>都道府県等に対して応援を求めるほか、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>6及び7（略）</p> <p>第4（略）</p>	記述の適正化
325	<p>第24節 教育活動</p> <div data-bbox="188 970 1061 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>県（総務部、_____, 教育庁）、市町村</p> </div>	<p>第24節 教育活動</p> <div data-bbox="1084 970 1957 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>県（総務部、<u>復興・危機管理部</u>、教育庁）、市町村</p> </div>	組織改編による
325	<p>第1（略）</p> <p>第2 避難措置</p> <p>学校等の校長等は、災害が発生した場合又は市町村長が<u>避難の勧告若しくは指示</u>を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>1から3まで（略）</p>	<p>第1（略）</p> <p>第2 避難措置</p> <p>学校等の校長等は、災害が発生した場合又は市町村長が<u>避難情報の発令</u>を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>1から3まで（略）</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
329	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>），防災関係機関</p>	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>），防災関係機関</p>	組織改編による
330	<p>第1から第4（略）</p> <p>第5 応援要請による技術者等の動員 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあつせん要求手続き 知事又は市町村長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあつせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。 （1）から（5）まで（略）</p> <p>第6（略）</p>	<p>第1から第4（略）</p> <p>第5 応援要請による技術者等の動員 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあつせん要求手続き 知事又は市町村長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他<u>都道府県又は他市町村</u>の職員派遣のあつせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。 （1）から（5）まで（略）</p> <p>第6（略）</p>	記述の適正化
337	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 （略）</p> <p>第9 空港施設 （略）</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 （略）</p> <p>（2） 災害応急対策の実施</p> <p><u>発災後3日以内の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策を行い、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の利用を可能とし、こうした活動の拠点として機能させる。</u>（略）</p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 （略）</p> <p>第9 空港施設 （略）</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 （略）</p> <p>（2） 災害応急対策の実施</p> <p><u>仙台空港及び空港復旧に必要なインフラ環境の被災状況を考慮したうえ、発災後3日以内を目標に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動拠点として機能させる。</u>（略）</p>	記述の適正化
337	<p><u>3 旅客対策</u></p> <p><u>（1） 乗客・乗員の安全確保</u></p> <p><u>東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、乗客・乗員に危険を及ぼすと判断される場合、滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
337	<p>(2) 避難場所への誘導</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。</p>	<p>(3) 避難場所への誘導</p> <p>必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。</p>	条項ずれ、記述の適正化
337	<p>(3) 情報伝達手段の確保</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、災害や空港における避難勧告等の情報について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>(4) 情報伝達手段の確保</p> <p>災害に関する避難情報等について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	条項ずれ、災対法の改正による、記述の適正化
338	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 旅客及び公衆等の避難</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p> <p>(5) 及び (6) (略)</p>	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 旅客及び公衆等の避難</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難情報の発令があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p> <p>(5) 及び (6) (略)</p>	災対法の改正による
345	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部)、環境生活部、土木部、企業局、関東東北産業保安監督部東北支部、市町村、東日本電信電話（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県LPガス協会、石巻ガス（株）、塩釜ガス（株）、古川ガス（株）</p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(復興・危機管理部)、環境生活部、土木部、企業局、関東東北産業保安監督部東北支部、市町村、東日本電信電話（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県LPガス協会、石巻ガス（株）、塩釜ガス（株）、古川ガス（株）</p>	組織改編による
359	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害・土砂災害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検の実施</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害・土砂災害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検の実施</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難勧告等</u>の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>3から6まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難情報の発令</u>の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>3から6まで (略)</p>	
359	<p>(新設)</p>	<p><u>7 空き家等</u></p> <p><u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
360	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害・土砂災害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難勧告</u>等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>3から6まで (略)</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害・土砂災害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難情報の発令</u>等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>3から6まで (略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
365	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 行政の支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成</p>	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 行政の支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>(3) から (5) まで (略)</p>	<p>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	
366	<p>第32節 海外からの支援の受入れ</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>），経済商工観光部</p>	<p>第32節 海外からの支援の受入れ</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，経済商工観光部）</p>	組織改編による
367	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，<u>震災復興・企画部</u>，環境生活部，保健福祉部，水産林政部，土木部），県警察本部，市町村，東北森林管理局，第二管区海上保安本部，東北地方整備局，東京航空局仙台空港事務所，関東東北産業保安監督部東北支部，自衛隊，東日本高速道路（株）東北支社，東日本旅客鉄道（株）仙台支社，阿武隈急行（株），仙台空港鉄道（株），仙台市交通局，仙台国際空港（株）</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，<u>企画部</u>，環境生活部，保健福祉部，水産林政部，土木部），県警察本部，市町村，東北森林管理局，第二管区海上保安本部，東北地方整備局，東京航空局仙台空港事務所，関東東北産業保安監督部東北支部，自衛隊，東日本高速道路（株）東北支社，東日本旅客鉄道（株）仙台支社，阿武隈急行（株），仙台空港鉄道（株），仙台市交通局，仙台国際空港（株）</p>	組織改編による
368	<p>第1 火災応急対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 消防機関の活動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団の活動 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 避難誘導 避難の指示・<u>勧告</u>が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p>4から9まで (略)</p>	<p>第1 火災応急対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 消防機関の活動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団の活動 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 避難誘導 避難の指示<u>等</u>が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p>4から9まで (略)</p>	災対法の改正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
371	第2 林野火災応急対策 (図略)	第2 林野火災応急対策 (図略) ※「通報通信系統図」中、「 <u>普通科連隊</u> 」を「 <u>即応機動連隊</u> 」に修正	記述の適正化
375	6 毒物・劇物貯蔵施設 (1) (略) (2) 県は、 <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、 <u>毒劇物協会</u> に対し必要な資機材の供給を要請する。 (3) (略)	6 毒物・劇物貯蔵施設 (1) (略) (2) 県は、 <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、 <u>毒劇物協会</u> に対し必要な資機材の供給を要請する。 (3) (略)	記述の適正化
375	(4) (略) なお、 <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次図のとおりである。 (5) (略)	(4) (略) なお、 <u>毒物・劇物貯蔵施設</u> に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次図のとおりである。 (5) (略)	記述の適正化
380	第3 (略) 第4 海上災害応急対策 1 (略) 2 事故発生時における応急対策 (1) 第二管区海上保安本部の措置 イ (略) ロ 海難救助等 (イ)及び(ロ) (略) (ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、 <u>航泊禁止措置又は避難勧告</u> を行う。 ハ (略)	第3 (略) 第4 海上災害応急対策 1 (略) 2 事故発生時における応急対策 (1) 第二管区海上保安本部の措置 イ (略) ロ 海難救助等 (イ)及び(ロ) (略) (ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、 <u>船舶の航行を制限し、又は禁止する等の措置</u> を行う。 ハ (略)	記述の適正化
380	ニ 流出油等の防除 (略) (イ)から(ハ)まで (略) (ニ) 防除措置を講ずべき者、 <u>非常本部等</u> 及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。	ニ 流出油等の防除 (略) (イ)から(ハ)まで (略) (ニ) 防除措置を講ずべき者、 <u>政府本部</u> 及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
380	<p>(ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、<u>航泊禁止措置又は避難勧告</u>を行う。</p> <p>(へ) (略)</p> <p>ホからチまで (略)</p>	<p>(ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、<u>航泊禁止措置又は避難勧告</u>を行う。</p> <p>(へ) (略)</p> <p>ホからチまで (略)</p>	記述の適正化
391	(新設)	<p><u>8 隣接地等の使用</u></p> <p><u>鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
398	第1節 災害復旧・復興計画 第1及び第2（略） 第3 災害復旧計画 1及び2（略） 3 事業の実施 (1) から (4) まで（略） (新設)	第1節 災害復旧・復興計画 第1及び第2（略） 第3 災害復旧計画 1及び2（略） 3 事業の実施 (1) から (4) まで（略） <u>(5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u>	防災基本計画の修正による
398	(5)（略）	(6)（略）	条項ずれ
398	(新設)	<u>(7) 市町村は、市町村が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</u> <u>(8) 県及び市町村は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</u>	防災基本計画の修正による
398	(6)（略） (7)（略） (8)（略）	(9)（略） (10)（略） (11)（略）	条項ずれ
401	第2節 生活再建支援 <主な実施機関> 県（ <u>総務部</u> 、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁） <u>市町村</u> 、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	第2節 生活再建支援 <主な実施機関> 県（ <u>復興・危機管理部</u> 、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、 <u>市町村</u> 、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	組織改編による

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
401	<p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p>	<p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p><u>その際、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
401	<p>第2 罹災証明書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、<u>平時</u>には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。(略)</p> <p>第3から第11まで (略)</p>	<p>第2 罹災証明書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、<u>平常時</u>には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。(略)</p> <p>第3から第11まで (略)</p>	記述の適正化
411	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>(略)</p> <p>第2 中小企業金融対策</p> <p>(略)</p> <p><u>4 県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>(略)</p> <p>第2 中小企業金融対策</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
412	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県 (<u>震災復興・企画部</u>、土木部)</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県 (<u>企画部</u>、土木部)</p>	組織改編による
414	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p><主な実施機関></p> <p>県 (<u>保健福祉部</u>)、市町村、日本赤十字社宮城県支部等</p>	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p><主な実施機関></p> <p>県 (<u>復興・危機管理部</u>)、市町村、日本赤十字社宮城県支部等</p>	組織改編による